

# 第 3 期 内 水 面 漁 業 振 興 計 画 ( 案 ) に つ い て

令和 8 年 2 月  
岩手県農林水産部水産振興課

# 本報告の要旨

## ■要旨

- 1 本県では、内水面漁業の振興を図るため、「**内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）**」に基づき、「**岩手県内水面漁業振興計画**」を策定しており、**現行の第2期計画**は、令和7年度で**計画期間（5年間）の終期**を迎えることから、令和8年度以降の**第3期計画**を策定する予定です。
- 2 令和7年12月に取りまとめた**第3期計画の素案**について、このたび**関係団体等からの意見聴取**を経て、**最終案**を取りまとめましたので、その内容について**報告**します。
- 3 第3期計画の最終案では、**内水面漁業協同組合の経営改善**や**気候変動への対応**などの課題に対し、**内水面水産資源の維持増大**、**漁場管理体制の確保**、**観光業等との連携による地域振興**、**自然災害への対応促進**等に、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進することとしています。
- 4 **岩手県内水面漁場管理委員会**や**岩手県水産審議会**での**最終案の報告**を経て、**令和8年3月の策定・公表**を目指しています。

# 岩手県内水面漁業振興計画の位置付け

内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第10条の規定に基づき、内水面漁業の振興を進めていくための基本的な計画として、平成28年5月に策定

法	<p>目的：内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与</p> <p>成立：平成26年6月20日、第186回通常国会（議員立法） 公布：平成26年6月27日</p>
基本方針	<p>概要：法第9条の規定に基づき、農林水産大臣が定める内水面漁業の振興に関する基本的な方針</p> <p>告示：平成26年10月15日（最終変更：令和4年7月25日）</p>
県計画	<p>概要：法第10条の規定に基づき、基本方針に即して都道府県が定めることができる、内水面水産資源の回復に関する施策及び漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画</p> <p>期間：第1期 平成28年度～令和2年度（5年間） 第2期 令和3年度～令和7年度（5年間）</p>

# 国の基本方針の概要

現行の基本方針では、漁協の運営体制の脆弱化や自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、**漁場管理体制の確保**や**災害への対応**等を課題に位置付け

## ■国の基本方針が掲げる内水面漁業の振興に関する基本的方向と主な施策

事項	旧（平成29年7月変更）	現行（令和4年7月変更）
内水面漁業の振興に関する基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内水面水産資源の維持増大を図ること</li> <li>② 漁場環境の保全・管理の中核を担う内水面漁業協同組合が持続的に活動できるようにすること</li> <li>③ 遊漁を始めとした川辺での国民の自然との触れ合いを促進し、水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>内水面水産資源の維持増大を図り、国民に水産物を供給する漁業生産を振興すること</u></li> <li>② <u>多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保すること</u></li> </ul> <p>により、内水面漁業と農業・観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進。</p> <p><u>また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発や、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。</u></p>
内水面水産資源の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進</li> <li>● 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進</li> <li>● <u>カワウ及び特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等</u></li> </ul>
内水面における漁場環境の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進等</li> </ul>
内水面漁業の健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多面的機能の発揮に資する取組への支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多面的機能の発揮に資する取組への支援等</li> </ul>
その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成23年原子力事故による被害等への対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成23年原子力事故による被害等への対策等</li> </ul>

重点課題見直し

災害対応の追加

具体的な施策の更新

# 岩手県内水面漁業振興計画（第2期）の主な取組状況

内水面漁業の振興に向け、試験研究や関係者の連携によるカワウ対策などを推進

主な取組	進捗と課題
<p>内水面水産資源の持続的な活用に向けた増養殖技術の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小型なアユの早期放流、放流した溪流魚の生残率向上に係る研究を推進</li> <li>• 一方、組合員の減少や遊漁料収入の低下で漁協経営の厳しさが増すとともに、アユ種苗生産への高水温の影響が確認されるなど情勢も変化</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>内水面漁協組合員数 H5:15,612人 → R5:5,429人                      共通遊漁承認証販売枚数 H9:6,616枚 → R5:3,280枚</p> </div> <p>→ <b>漁協経営の改善、気候変動</b>への対策に向け、更なる技術開発が必要</p>
<p>カワウ被害防止対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一斉追払いや地区別管理等を定めた具体的な対応方針を策定（R5）</li> <li>• 一方、漁場への飛来やねぐら・コロニーの状況から、生息域は拡大傾向</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>飛来数調査結果 R6春:約1,200羽    ねぐら・コロニー数 R7:10箇所</p> </div> <p>→ より効果的な<b>カワウ被害防止対策</b>が必要</p>
<p>サケ・マス類海面養殖の生産拡大、種苗生産体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サケふ化場有効活用の取組が拡大</li> <li>• 一方、海面養殖生産は更に拡大していく見通し</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>サケ・マス類海面養殖生産量 H30:なし → R7:約3,300トン</p> </div> <p>→ <b>海面養殖拡大</b>に必要な種苗供給に向け、生産の効率化が必要</p>
<p>釣り関連イベント等による内水面遊漁の魅力発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特設釣り場設置等を通じてPR</li> <li>• 一方、ICT遊漁券システムの普及など情勢が変化</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内のICT遊漁券システムの導入状況 R6:19漁協/29漁協</p> </div> <p>→ ICT技術も活用しながら、遊漁者に<b>魅力発信</b>していくことが必要</p>

# 岩手県内水面漁業振興計画（第3期）素案への意見聴取結果

## 実施期間

- 1 岩手県内水面漁場管理委員会  
令和7年12月11日（木）
- 2 関係団体等への意見聴取  
令和7年12月10日（水）～令和8年1月7日（水）

## <意見聴取先の関係団体等>

漁業者	内水面漁連、漁協
遊漁者	釣り団体協議会、 釣りインストラクター連絡機構
河川管理者等	国、県、市町村

## 最終案への反映状況

件数	A 全部反映	B 一部反映	C 趣旨同一	D 参考	E 対応困難	F その他
18	2 (11%)	0 (0%)	12 (67%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (22%)

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、素案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、素案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と素案の趣旨が同一であると考えられるもの

区分	内容
D（参考）	素案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（素案の内容に関する質問等）

## 最終案への反映内容

- ・ 第4-1-(2) アユの種苗放流技術の開発に係る**具体的な例示を追加**
- ・ 第4-2-(1) カワウ被害防止対策に係る**連携主体の例示に「市町村」を追加**

# 岩手県内水面漁業振興計画（第3期）最終案の構成

第3期計画では、終期を迎える第2期計画までの取組の成果と課題、基本方針の変更等の情勢変化を踏まえて、内容の変更を行うもの

構成	主な変更内容
はじめに	情勢変化の反映
第1 定義	
第2 計画期間	期間更新
第3 内水面漁業の振興に関する指針	基本方針の変更を踏まえて更新
第4 内水面水産資源の回復に関する取組	取組を更新
第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組	取組を更新
第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項	取組を更新
参考資料編	統計データ等の更新

# 岩手県内水面漁業振興計画（第3期）最終案のポイント

最終案の概要 ①内水面漁業の振興に関する指針 ※下線を追加

- 本県内水面漁業の振興に向け、内水面水産資源の維持増大、漁場管理体制の確保、観光業等との連携による地域振興、自然災害への対応促進等を推進

最終案の概要 ②具体的な取組について、次の5つのキーワードに対応する取組を重点的に実施

経営改善
気候変動
サケ・マス類海面養殖
カワウ対策
魅力発信

主な取組の柱	重点的に実施する取組	対応するキーワード
内水面水産資源の回復に関する取組	● 環境変化に対応する増養殖技術の研究開発 <span>拡充</span> ----->	<span>経営改善</span> <span>気候変動</span>
	● ICT遊漁券システムの導入支援、収集した遊漁者の行動履歴等のデータの活用による漁場管理の高度化 <span>新規</span> ----->	<span>経営改善</span> <span>魅力発信</span>
	● 先端技術を活用した効果的なカワウ被害防止対策 <span>拡充</span> ----->	<span>カワウ対策</span>
内水面における漁場環境の再生に関する取組	● 大雨時の流木被害を軽減するための危険木の伐採・除去 <span>拡充</span> ----->	<span>気候変動</span>
その他内水面漁業の振興に関する重要事項	● サケ・マス類海面養殖用種苗の効率的な生産体制構築 <span>拡充</span> ----->	<span>サケ・マス類海面養殖</span>
	● 釣りイベントや観光業等との連携などによる遊漁の魅力発信 ----->	<span>魅力発信</span>

# 主な変更箇所

現計画	次期計画（最終案）
<p>第2 計画期間 この振興計画は、令和<u>3</u>年度から令和<u>7</u>年度までの5年間とする。</p>	<p>第2 計画期間 この振興計画は、令和<u>8</u>年度から令和<u>12</u>年度までの5年間とする。</p>
<p>【変更内容】 現計画の終期到来による<b>期間更新</b></p>	
<p>第3 内水面漁業の振興に関する指針 岩手県は、<u>本県内水面漁業（内水面養殖業を含む。以下同じ。）の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切にかつ十分に発揮され、将来にわたって県民がその恩恵を享受できるようにするため、内水面水産資源の状況及び内水面水産資源を取り巻く環境を把握し、国及び市町村の関係部局、内水面漁業協同組合、遊漁団体、猟友会及び地域住民等と連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。</u></p>	<p>第3 内水面漁業の振興に関する指針 岩手県は、<u>内水面水産資源の維持・増大を図り、水産物を供給する内水面漁業（内水面養殖業を含む。以下同じ。）の生産を振興すること、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保することにより、内水面漁業と観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係者と連携して、必要な施策を総合的に推進することとする。</u> <u>また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。</u></p>
<p>【変更内容】 基本方針の変更を踏まえ、<b>観光業等との連携による地域振興や、自然災害への対応促進を盛り込む内容に更新</b></p>	

# 主な変更箇所

## 現計画

### 第4 内水面水産資源の回復に関する取組

#### 1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組

- (1) 内水面水産資源の持続的な活用による内水面漁業を推進するため、増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。
  - (2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるアユについて、県内産種苗の生産体制の整備や遊漁者ニーズに対応した、より効果的な種苗放流技術の開発に取り組むとともに、ヤマメ、イワナ等溪流魚資源の回復に向けた技術の開発、内水面養殖の対象魚種についての染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組む。
  - (3) [略]
- 新規**

## 次期計画（最終案）

### 第4 内水面水産資源の回復に関する取組

#### 1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組

- (1) 内水面水産資源の持続的な活用による内水面漁業を推進するため、環境変化に対応する増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。
- (2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるアユについて、環境変化や、縄張りを形成しよく釣れるなどの遊漁者ニーズに対応した、より効果的な種苗放流技術の開発に取り組む。また、ヤマメ、イワナ等溪流魚の資源回復に向けた技術の開発、内水面養殖の対象魚種の染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組む。
- (3) [略]
- (4) さらに、ICT遊漁券システムの導入に向けた内水面漁業協同組合への支援や、同システムで収集した遊漁者の行動履歴等のデータの活用による漁場管理の高度化を通じて、内水面水産資源を持続的に活用できる魅力的な漁場の形成に努める。

### 【変更内容】

気候変動に対応する取組として、環境変化に対応する増養殖技術の研究開発等の記載を更新  
また、基本方針の変更を踏まえ、ICT遊漁券システムの導入支援等の記載を追加  
最終案で、アユの種苗放流技術の開発に係る遊漁者ニーズの具体的な例示を追加

# 主な変更箇所

## 現計画

- 2 特定外来生物等による被害の防止対策の推進
- (1) 特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、内水面漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行うとともに、遊漁者等への意識啓発に取り組む。
- (2) また、近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、カワウ被害防止対策に関する内水面漁業者、遊漁団体及び猟友会等と新たな知見を共有するとともに、カワウの生息状況や被害状況を調査し、調査結果に基づいた効果的な駆除方法及び追い払い方法等を示すことにより、飛来数の半減を目指す。

## 次期計画（最終案）

- 2 カワウ及び特定外来生物等による被害の防止対策の推進
- (1) 近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、被害防止対策に関する新たな知見を踏まえ、内水面漁業者、遊漁団体、猟友会及び市町村等と連携を図りながら、先端技術を活用してより効率的に生息状況や被害状況の調査に取り組むとともに、調査結果に基づき、ねぐら・コロニー等での個体群管理や河川での一斉追い払いの実施など、効果的な被害防止対策を推進することにより、飛来数の半減を目指す。
- (2) また、特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、内水面漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行うとともに、遊漁者等への意識啓発に取り組む。

### 【変更内容】

基本方針の変更を踏まえ、見出しを更新

見出しに合わせて、(1)と(2)を並べ替え

また、県内の最新の取組状況を踏まえ、先端技術を活用した効果的なカワウ被害防止対策の取組に更新  
最終案で、カワウ被害防止対策に係る連携主体の例示に「市町村」を追加

# 主な変更箇所

現計画	次期計画（素案）
<p>第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組</p> <p>4 森林の整備及び保全</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) また、多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくりを推進する。</p>	<p>第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組</p> <p>4 森林の整備及び保全</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) また、<u>いわての森林づくり県民税を活用し、多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくりを促進するとともに、大雨時の流木被害を軽減するための危険木の伐採・除去など、森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取組を推進する。</u></p>
<p>【変更内容】</p> <p>気候変動等の影響を踏まえ、<b>大雨時の流木被害軽減</b>の取組等を盛り込む内容に<b>更新</b></p>	
<p>第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項</p> <p>(4) また、近年、本県で関心が高まっているサケ・マス類の海面養殖について、県内における養殖用種苗の<b>需給</b>体制を構築するため、<b>内水面</b>漁業協同組合等と内水面養殖業者との連携による養殖用種苗の生産及び供給等の取組を支援する。</p>	<p>第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項</p> <p>(4) また、近年、本県で関心が高まっているサケ・マス類の海面養殖について、県内における養殖用種苗の<b>効率的な生産</b>体制を構築するため、<b>サケふ化場を営む</b>漁業協同組合等と内水面養殖業者との連携による養殖用種苗の生産及び供給等の取組を支援する。</p>
<p>【変更内容】</p> <p>県内の最新の取組状況を踏まえ、<b>サケ・マス類海面養殖用種苗の効率的な生産体制構築</b>の取組に<b>更新</b></p>	

# 策定に向けたスケジュール

- 最終案について、岩手県内水面漁場管理委員会や岩手県水産審議会で報告
- 令和8年3月の策定・公表を目指す

時 期	内 容						
令和7年12月11日（木）	岩手県内水面漁場管理委員会（素案の報告）						
～令和8年1月7日（水）	関係団体等への照会（素案の意見聴取）						
	【意見聴取先】						
	<table border="1"> <tr> <td>漁業者</td> <td>内水面漁連、漁協</td> </tr> <tr> <td>遊漁者</td> <td>釣り団体協議会、釣りインストラクター連絡機構</td> </tr> <tr> <td>河川管理者等</td> <td>国、県、市町村</td> </tr> </table>	漁業者	内水面漁連、漁協	遊漁者	釣り団体協議会、釣りインストラクター連絡機構	河川管理者等	国、県、市町村
	漁業者	内水面漁連、漁協					
遊漁者	釣り団体協議会、釣りインストラクター連絡機構						
河川管理者等	国、県、市町村						
令和8年2月2日（月）	岩手県内水面漁場管理委員会（最終案の報告）						
令和8年2月12日（木）	岩手県水産審議会（最終案の報告）						
令和8年3月	策定・公表						

岩手県内水面漁業振興計画（第3期）  
最終案

令和 年 月

岩 手 県

## はじめに

岩手県は、本州第1位の広大な県土を有しており、その約8割を森林が占めるなど豊かな自然環境が残されている。本県には、この豊かな森林を水源とした大小様々な852の河川があり、内陸部には、東北第1位の幹川流路延長及び流域面積を誇る北上川水系、青森県の太平洋に注ぐ馬淵川水系、さらには日本海に注ぐ米代川水系があり、一方、沿岸部には、北上高地を起源とする流程の短い急峻な河川が太平洋に注いでいる。

本県では、これらの多くの河川において、春先のウグイ瀬付漁や夏から初秋にかけてのアユの友釣り、ヤマメやイワナなどを対象とした溪流釣りのほか、本流でのサクラマス釣りなどが行われている。また、清涼な河川水や地下水を利用し、ニジマス、ヤマメ、イワナなどの冷水性魚類の養殖やギンザケの海面養殖用の種苗生産も行われている。

本県の河川・湖沼等は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。

一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。以下同じ。）の組合員数は、平成5年の15,612人から令和5年には5,429人と約7割も減少するとともに、高齢化が進んでいる上、内水面漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらには、近年の地球温暖化や自然災害の激甚化・頻発化に伴う漁場環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウによる食害など、本県内水面水産資源を取り巻く環境は厳しさを増している。

以上の状況を踏まえ、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものである。

## 第1 定義

本振興計画においては、以下のとおり定義する。

内水面水産資源：河川・湖沼等の公共の用に供されている水面における水産資源及び養殖生産物をいう。

通し回遊魚：内水面と海面との間を往来する魚類をいう。

## 第2 計画期間

この振興計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

## 第3 内水面漁業の振興に関する指針

岩手県は、内水面水産資源の維持・増大を図り、水産物を供給する内水面漁業（内水面養殖業を含む。以下同じ。）の生産を振興すること、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保することにより、内水面漁業と観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係者と連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に必要な施

策を総合的に推進することとする。

また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。

## 第4 内水面水産資源の回復に関する取組

### 1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組

- (1) 内水面水産資源の持続的な活用による内水面漁業を推進するため、環境変化に対応する増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。
- (2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるアユについて、環境変化や、縄張りを形成しよく釣れるなどの遊漁者ニーズに対応した、より効果的な種苗放流技術の開発に取り組む。また、ヤマメ、イワナ等溪流魚の資源回復に向けた技術の開発、内水面養殖の対象魚種の染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組む。
- (3) また、これまでの種苗放流を中心とした資源造成に加え、内水面漁業協同組合と遊漁者との連携により親魚を保護し、これを積極的に活用した自然再生産の促進を組み合わせるなど、効率的かつ持続可能な資源管理の手法を検討する。
- (4) さらに、ICT 遊漁券システム<sup>1</sup>の導入に向けた内水面漁業協同組合への支援や、同システムで収集した遊漁者の行動履歴等のデータの活用による漁場管理の高度化を通じて、内水面水産資源を持続的に活用できる魅力的な漁場の形成に努める。

### 2 カワウ及び特定外来生物等による被害の防止対策の推進

- (1) 近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、被害防止対策に関する新たな知見を踏まえ、内水面漁業者、遊漁団体、猟友会及び市町村等と連携を図りながら、先端技術を活用してより効率的に生息状況や被害状況の調査に取り組むとともに、調査結果に基づき、ねぐら<sup>2</sup>・コロニー<sup>3</sup>等での個体群管理や河川での一斉追い払いの実施など、効果的な被害防止対策を推進することにより、飛来数の半減を目指す。
- (2) また、特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、内水面漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行うとともに、遊漁者等への意識啓発に取り組む。

### 3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防対策

- (1) 内水面水産資源に係る冷水病等の伝染性疾病の予防及びまん延を防止するため、内水面漁業者への定期的な巡回指導を強化するとともに、疾病発生の特報を受けた場合には、迅速な魚病検査の実施及び指導を行う。
- (2) また、海外から侵入のおそれのある伝染性疾病及び新疾病の発生状況について、国から情報提供があった場合、迅速に内水面漁業者への周知を図る。

<sup>1</sup> 遊漁券をデジタル化し、スマートフォン等から簡単に購入できるようにする電子システム

<sup>2</sup> カワウが夜間に休息する場所

<sup>3</sup> カワウが繁殖を行う場所

#### 4 通し回遊魚の増殖の取組

- (1) 通し回遊魚の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保及び資源管理の取組を支援するとともに、種苗放流技術の開発及び普及を行う。
- (2) このうち、サケについて、回帰率の向上を図るため、遊泳力の高い大型で強靱な稚魚の生産など、環境変化に対応した生産技術の開発・普及を進めるとともに、放流後の稚魚の減少要因の解明に取り組む。また、東日本大震災津波の影響等を背景に、回帰親魚の減少により採卵用親魚が不足していることから、水産関係団体と連携し、親魚確保対策の取組を推進する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。
- (3) また、内水面の遊漁対象種及び海面漁業の春季の漁獲対象種として資源造成の要望があるサクラマスについて、資源造成に向け、種苗生産技術及び放流技術の開発・普及に取り組むとともに、県内の漁業協同組合が行う種苗放流の取組を支援する。

### 第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組

#### 1 内水面における水産動物の生息・移動環境の改善

- (1) 内水面における水産動物のそ上・降下環境の改善のため、堰等の河川横断施設の管理者及び内水面漁業者と連携し、水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全を考慮しながら、魚道の設置、改良及び維持管理に努める。
- (2) また、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、有用魚種について、産卵場の造成や棲み家づくりの取組を支援するとともに、内水面漁業協同組合、河川管理者、地域住民、行政機関等の多様な主体との連携による取組を推進する。

#### 2 多自然川づくりの推進

河川管理者は、近年、増加傾向にある台風・豪雨等による洪水災害に備えるとともに、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出を全ての川づくりの基本として、平面計画や縦横断計画等の河道計画を立案する。また、河川の整備に当たっては、内水面水産資源の生育環境改善その他内水面に係る生態系保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行う。

#### 3 多面的機能の発揮に関する取組

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者、遊漁団体、地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全に係る活動、環境教育、漁業体験等の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供及び普及啓発の取組を支援する。

#### 4 森林の整備及び保全

- (1) 森林管理者は、森林の有する水源かん養機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、保安林の適切な管理や治山施設の整備等による森林の保全を推進する。

- (2) また、いわての森林づくり県民税を活用し、多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくりを促進するとともに、大雨時の流木被害を軽減するための危険木の伐採・除去など、森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取組を推進する。

## 第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

### 1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現

- (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業経営を実現するため、内水面漁業者を有する地域が漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生広域プラン」及び「浜の活力再生プラン」の取組を支援する。
- (2) また、燃油や配合飼料等の価格高騰について、国事業の導入促進などにより、内水面漁業協同組合等の経営安定を支援する。
- (3) さらに、内水面漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組について、優良事例を速やかに内水面漁業協同組合へ周知する。
- (4) また、近年、本県で関心が高まっているサケ・マス類の海面養殖について、県内における養殖用種苗の効率的な生産体制を構築するため、サケふ化場を営む漁業協同組合等と内水面養殖業者との連携による養殖用種苗の生産及び供給等の取組を支援する。

### 2 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、国が実施する漁業就業希望者を対象とする就業相談会、新規就業者の漁業現場での実地研修、内水面漁業の技術及び経営方法の習得のための講習会、内水面漁業者の経営管理能力の向上のための研修会等の周知を図る。

### 3 協議会

第五種共同漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合から内水面漁業の振興に関する法律第35条第1項に規定する協議会の設置の申し出があった場合には、協議内容が法の趣旨に則っているかを検討し、必要に応じて協議会を設置するとともに、円滑な協議が行われるよう関係者間の調整を行う。

### 4 平成23年東京電力原子力発電所事故による被害への対策

平成23年東京電力原子力発電所事故に由来する放射性物質汚染による本県内水面水産資源の出荷制限が、令和3年2月17日をもって全て解除されたが、遊漁者や消費者等の安全・安心に対する意識に応えるため、引き続き内水面漁業協同組合及び岩手県内水面漁業協同組合連合会と連携して、内水面水産資源の放射性物質濃度の検査を実施し、その結果を県のホームページで公表していく。

### 5 県民の理解と関心の増進

- (1) 第五種共同漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合は、水産資源の維持を図るため、漁業法第168条の規定に基づく増殖義務が課せられていることから、稚魚放流、産卵場造成などの取組を行っているが、このような内水面漁業協同組合の取組について、県民の理解と関心を深めるため、内水面漁業協同組合の取組状況を周知するとともに、体験放流等の川辺における自然体験活動を推進する。

- (2) また、内水面水産資源を適切に管理するため、岩手県漁業調整規則や内水面漁業協同組合が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を行う。
- (3) さらに、本県における内水面遊漁の魅力を発信し、遊漁者数を増加させるため、内水面漁業協同組合、市町村、NPO法人等の多様な主体が連携して行う釣り関連イベント等の開催やPR活動、観光業等と連携した地域振興の取組を支援する。

## 6 河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施

東日本大震災津波のほかに、地球温暖化や激甚化・頻発化する自然災害等による内水面水産資源の生息環境等への影響の把握や対策の検討に向けて、河川環境及び生物環境等の各種モニタリングを行うとともに、気候変動の影響に係る最新の知見の収集に努める。

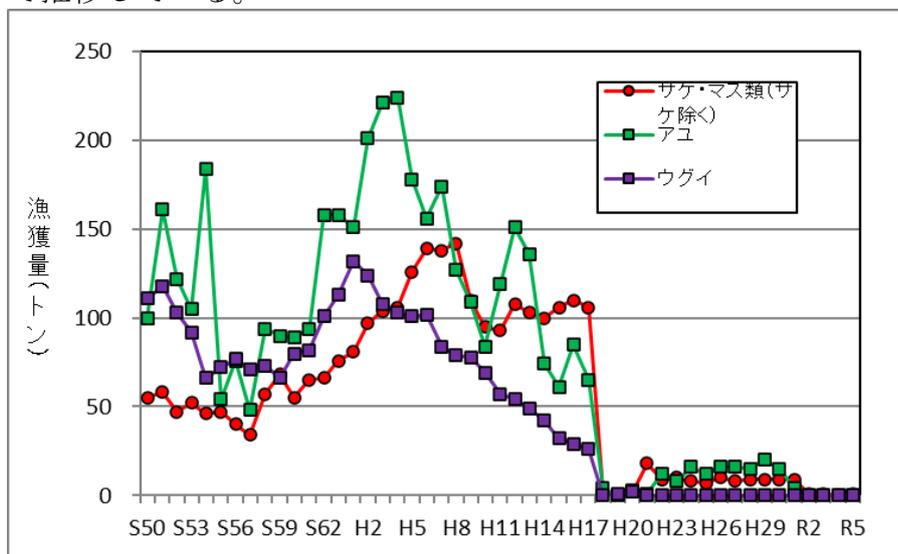
<参考資料編>

1 内水面漁業生産量の推移

(1) 内水面漁業

ア 本県内水面漁業では、サクラマス等のサケ・マス類、アユ及びウグイが漁獲されている。

イ 漁獲量は、いずれの魚種も、平成元年～8年をピークに減少し、平成18年以降、低い水準で推移している。



(出典：漁業・養殖業生産統計)

図1 岩手県内水面漁業漁獲量の推移

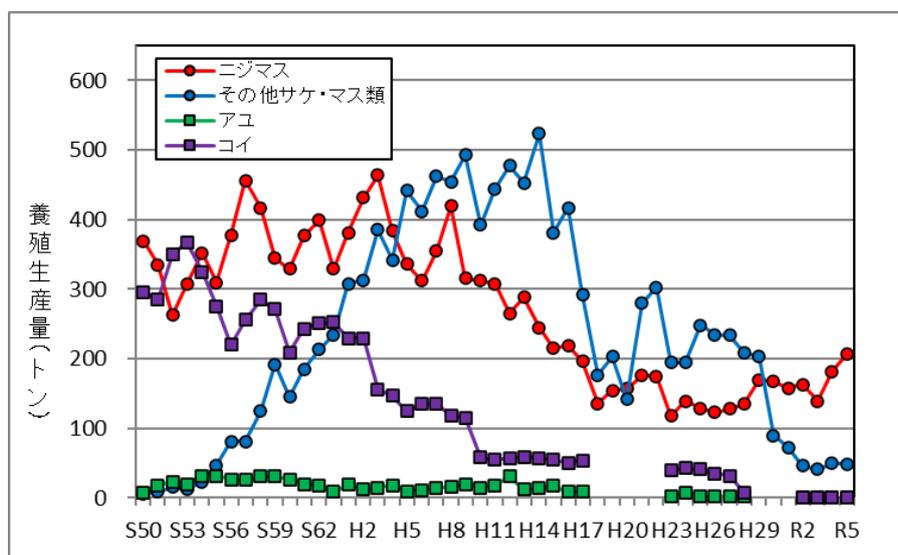
※ 平成17年までの漁獲量には、遊漁による漁獲量が含まれる。

(2) 内水面養殖業

ア 本県内水面養殖業では、ニジマス、ヤマメ、イワナなどのサケ・マス類やコイ、アユなどが養殖されている。

イ 特に、ヤマメ及びイワナ等のその他サケ・マス類は、全国で上位の生産量を誇る。

ウ いずれの魚種においても、近年生産量が減少している。

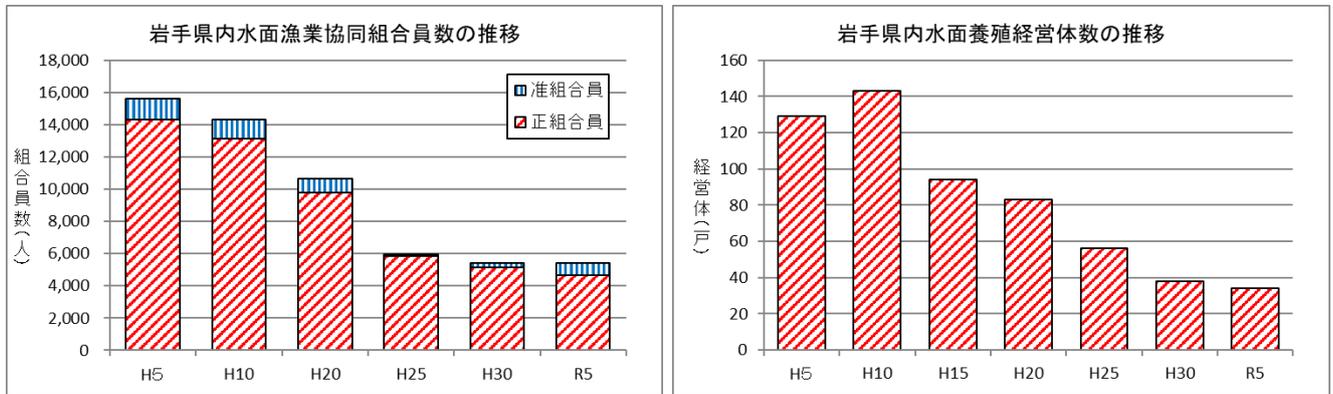


(出典：漁業・養殖業生産統計)

図2 岩手県内水面養殖生産量の推移

## 2 内水面漁業協同組合の組合員数及び養殖経営体数の推移

- (1) 平成5年における内水面漁業協同組合の組合員数は、正組合員 14,308 人、准組合員 1,304 人、計 15,612 人であったものの、令和5年には正組合員 4,669 人、准組合員 760 人、計 5,429 人まで減少している。
- (2) 平成10年における内水面養殖経営体数は 143 戸であったものの、令和5年には 34 戸まで減少している。

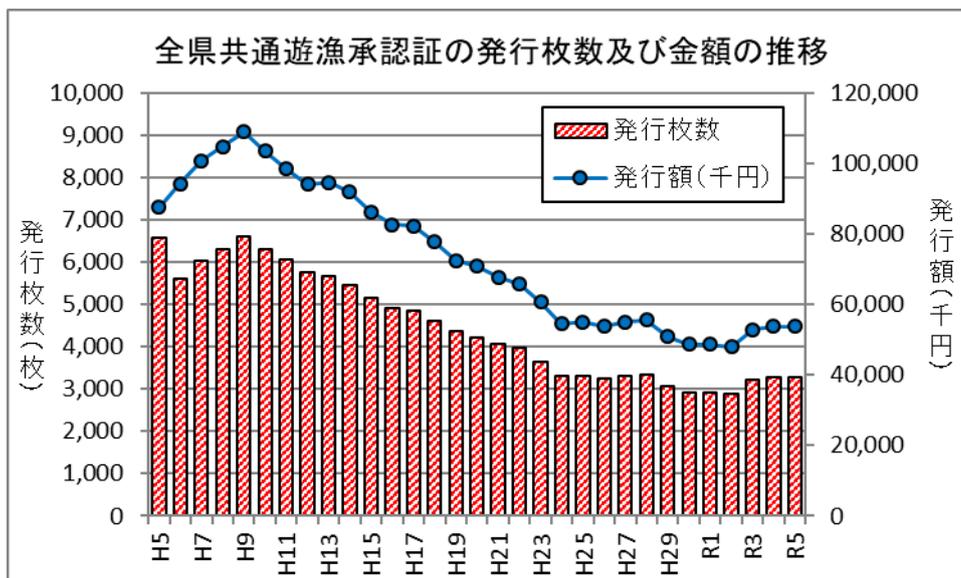


(出典：漁業センサス)

図3 岩手県内水面漁業協同組合の組合員数と養殖経営体数の推移

## 3 遊漁券販売量の推移

- (1) 全県共通遊漁承認証の発行枚数及び金額は、平成9年の 6,616 枚、108,960 千円をピークに減少し、令和5年には 3,280 枚、53,740 千円と半減している。
- 一方で、令和3年度以降は発行枚数が増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、3密を避ける新たな野外レジャーとして、本県の内水面遊漁が注目されている。



(出典：岩手県内水面漁業協同組合連合会)

図4 全県共通遊漁承認証の発行枚数及び金額の推移

#### 4 岩手県におけるカワウ飛来数の推移

(1) 本県河川では、関係機関・団体の連携により、平成22年度から、春季と秋季の年2回、カワウ飛来数を継続して調査しており、令和6年春には、約1,200羽の飛来が確認されている。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	<u>R3</u>
春調査	2,209	1,622	815	2,431	1,392	1,421	1,649	1,275	906	1,867	1,103	<u>1,281</u>
秋調査	1,529	1,055	1,000	2,152	1,970	1,816	1,319	1,568	1,303	1,628	1,522	<u>1,729</u>

	<u>R4</u>	<u>R5</u>	<u>R6</u>
春調査	<u>2,146</u>	<u>710</u>	<u>1,216</u>
秋調査	<u>1,441</u>	<u>756</u>	<u>1,339</u>

(出典：岩手県、岩手県内水面漁業協同組合連合会)

## 5 本県内水面における漁業等の状況



アユ友釣りの様子



ICT遊漁券の導入



カワウ被害対策に係るドローン研修会



地元小学校の体験学習会の様子



河川モニタリング調査



サケふ化場でのサーモン養殖用種苗生産



新旧対照表（岩手県内水面漁業振興計画）

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）最終案	備考
<p data-bbox="371 252 808 280">岩手県内水面漁業振興計画（第2期）</p> <p data-bbox="163 316 271 344">はじめに</p> <p data-bbox="163 347 1032 539">岩手県は、本州第1位の広大な県土を有しており、その約8割を森林が占めるなど豊かな自然環境が残されている。本県には、この豊かな森林を水源とした大小様々な852の河川があり、内陸部には、東北第1位の幹川流路延長及び流域面積を誇る北上川水系、青森県の太平洋に注ぐ馬淵川水系、さらには日本海に注ぐ米代川水系があり、一方、沿岸部には、北上高地を起源とする流程の短い急峻な河川が太平洋に注いでいる。</p> <p data-bbox="163 542 1032 699">本県では、これらの多くの河川において、春先のウグイ瀬付漁や夏から初秋にかけてのアユの友釣り、ヤマメやイワナなどを対象とした溪流釣りのほか、本流でのサクラマス釣りなどが行われている。また、清涼な河川水や地下水を利用し、ニジマス、ヤマメ、イワナなどの冷水性魚類の養殖やギンザケの海面養殖用の種苗生産も行われている。</p> <p data-bbox="163 702 1032 826">本県の河川・湖沼等は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。</p> <p data-bbox="163 829 1032 1082">一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。以下同じ。）の組合員数は、平成5年の15,612人から平成30年には5,437人と約7割も減少するとともに、高齢化が進んでいる上、内水面漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらには、オオクチバス等の特定外来生物やカワウによる食害など本県内水面水産資源は厳しい状況に置かれている。</p> <p data-bbox="163 1085 1032 1209">以上の状況を踏まえ、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものである。</p> <p data-bbox="163 1279 360 1308">第1 定義 [略]</p> <p data-bbox="163 1343 349 1372">第2 計画期間</p> <p data-bbox="219 1375 999 1404">この振興計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。</p>	<p data-bbox="1267 252 1704 280">岩手県内水面漁業振興計画（第3期）</p> <p data-bbox="1057 316 1164 344">はじめに</p> <p data-bbox="1057 347 1926 539">岩手県は、本州第1位の広大な県土を有しており、その約8割を森林が占めるなど豊かな自然環境が残されている。本県には、この豊かな森林を水源とした大小様々な852の河川があり、内陸部には、東北第1位の幹川流路延長及び流域面積を誇る北上川水系、青森県の太平洋に注ぐ馬淵川水系、さらには日本海に注ぐ米代川水系があり、一方、沿岸部には、北上高地を起源とする流程の短い急峻な河川が太平洋に注いでいる。</p> <p data-bbox="1057 542 1926 699">本県では、これらの多くの河川において、春先のウグイ瀬付漁や夏から初秋にかけてのアユの友釣り、ヤマメやイワナなどを対象とした溪流釣りのほか、本流でのサクラマス釣りなどが行われている。また、清涼な河川水や地下水を利用し、ニジマス、ヤマメ、イワナなどの冷水性魚類の養殖やギンザケの海面養殖用の種苗生産も行われている。</p> <p data-bbox="1057 702 1926 826">本県の河川・湖沼等は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。</p> <p data-bbox="1057 829 1926 1114">一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。以下同じ。）の組合員数は、平成5年の15,612人から令和5年には5,429人と約7割も減少するとともに、高齢化が進んでいる上、内水面漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらには、近年の地球温暖化や自然災害の激甚化・頻発化に伴う漁場環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウによる食害など、本県内水面水産資源を取り巻く環境は厳しさを増している。</p> <p data-bbox="1057 1117 1926 1241">以上の状況を踏まえ、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものである。</p> <p data-bbox="1057 1279 1254 1308">第1 定義 [略]</p> <p data-bbox="1057 1343 1243 1372">第2 計画期間</p> <p data-bbox="1113 1375 1892 1404">この振興計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。</p>	<p data-bbox="1955 734 2063 762">字句修正</p> <p data-bbox="1955 1024 2085 1085">情勢変化の反映</p> <p data-bbox="1955 1375 2063 1404">期間更新</p>

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）最終案	備 考
<p><b>第3 内水面漁業の振興に関する指針 [略]</b>  岩手県は、<u>本県内水面漁業（内水面養殖業を含む。以下同じ。）の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切にかつ十分に発揮され、将来にわたって県民がその恩恵を享受できるようにするため、内水面水産資源の状況及び内水面水産資源を取り巻く環境を把握し、国及び市町村の関係部局、内水面漁業協同組合、遊漁団体、猟友会及び地域住民等と連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。</u>  <u>新規</u></p> <p><b>第4 内水面水産資源の回復に関する取組</b>  1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組  (1) 内水面水産資源の持続的な活用による内水面漁業を推進するため、増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。  (2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるアユについて、<u>県内産種苗の生産体制の整備や遊漁者ニーズに対応した、より効果的な種苗放流技術の開発に取り組むとともに、ヤマメ、イワナ等溪流魚資源の回復に向けた技術の開発、内水面養殖の対象魚種についての染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組む。</u>  (3) [略]  <u>新規</u></p> <p>2 特定外来生物等による被害の防止対策の推進  <u>並べ替え</u></p> <p>(1) 特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止する</p>	<p><b>第3 内水面漁業の振興に関する指針 [略]</b>  岩手県は、<u>内水面水産資源の維持・増大を図り、水産物を供給する内水面漁業（内水面養殖業を含む。以下同じ。）の生産を振興すること、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保することにより、内水面漁業と観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係者と連携して、必要な施策を総合的に推進することとする。</u>  <u>また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。</u></p> <p><b>第4 内水面水産資源の回復に関する取組</b>  1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組  (1) 内水面水産資源の持続的な活用による内水面漁業を推進するため、<u>環境変化に対応する</u>増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。  (2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるアユについて、<u>環境変化や、縄張りを形成しよく釣れるなどの遊漁者ニーズに対応した、より効果的な種苗放流技術の開発に取り組む。また、ヤマメ、イワナ等溪流魚の資源回復に向けた技術の開発、内水面養殖の対象魚種の染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組む。</u>  (3) [略]  (4) <u>さらに、ICT 遊漁券システムの導入に向けた内水面漁業協同組合への支援や、同システムで収集した遊漁者の行動履歴等のデータの活用による漁場管理の高度化を通じて、内水面水産資源を持続的に活用できる魅力的な漁場の形成に努める。</u></p> <p>2 <u>カワウ及び</u>特定外来生物等による被害の防止対策の推進  (1) 近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、被害防止対策に関する<u>新たな知見を踏まえ、</u>内水面漁業者、遊漁団体、猟友会及び市町村等と<u>連携を図りながら、先端技術を活用してより効率的に</u>生息状況や被害状況の調査に取り組むとともに、調査結果に基づき、<u>ねぐら・コロニー等での個体群管理や河川での一斉追い払いの実施など、効果的な被害防止対策を推進する</u>ことにより、飛来数の半減を目指す。  (2) <u>また、</u>特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止</p>	<p>基本方針の変更を踏まえた更新</p> <p><u>経営改善</u> <u>気候変動</u></p> <p><u>経営改善</u> <u>気候変動</u></p> <p><u>経営改善</u> <u>魅力発信</u></p> <p><u>カワウ対策</u></p> <p>見出しに合わせた並べ替え</p>

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）最終案	備 考
<p>ため、内水面漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行うとともに、遊漁者等への意識啓発に取り組む。</p> <p>(2) <u>また、近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、カワウ被害防止対策に関する内水面漁業者、遊漁団体及び猟友会等と新たな知見を共有するとともに、カワウの生息状況や被害状況を調査し、調査結果に基づいた効果的な駆除方法及び追い払い方法等を示すことにより、飛来数の半減を目指す。</u></p> <p>3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防対策 [略]</p> <p>4 通し回遊魚類の増殖の取組</p> <p>(1) 通し回遊魚類の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保及び資源管理の取組を支援するとともに、種苗放流技術の開発及び普及を行う。</p> <p>(2) このうち、サケについては、回帰率の向上を図るため、<u>健康な稚魚の生産技術の向上を図る</u>とともに、放流後の稚魚の減少要因の解明に取り組むこととする。また、東日本大震災津波の影響等により、回帰親魚の減少による採卵用親魚が不足していることから、水産関係団体と連携し、親魚確保対策の取組を推進する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。</p> <p>(3) また、内水面の遊漁対象種及び海面漁業の春季の漁獲対象種として資源造成の要望があるサクラマスについては、資源造成に向け、種苗生産技術及び放流技術の開発に取り組むとともに、県内の漁業協同組合が行う種苗放流の取組を支援する。</p> <p>第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組</p> <p>1 内水面における水産動物の生息・移動環境の改善 [略]</p> <p>2 多自然川づくりの推進</p> <p>河川管理者は、近年、増加傾向にある台風・豪雨等による洪水災害に備えるとともに、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出を全ての川づくりの基本として、平面計画や縦横断計画等の河道計画を立案する<u>とともに、</u>河川の整備に当たっては、内水面水産資源の生育環境改善その他内水面に係る生態系保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を</p>	<p>するため、内水面漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行うとともに、遊漁者等への意識啓発に取り組む。</p> <p><u>並べ替え</u></p> <p>3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防対策 [略]</p> <p>4 通し回遊魚の増殖の取組</p> <p>(1) 通し回遊魚の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保及び資源管理の取組を支援するとともに、種苗放流技術の開発及び普及を行う。</p> <p>(2) このうち、サケについて、回帰率の向上を図るため、<u>遊泳力の高い大型で強靱な稚魚の生産など、環境変化に対応した生産技術の開発・普及を進める</u>とともに、放流後の稚魚の減少要因の解明に取り組むこととする。また、東日本大震災津波の影響等を背景に、回帰親魚の減少による採卵用親魚が不足していることから、水産関係団体と連携し、親魚確保対策の取組を推進する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。</p> <p>(3) また、内水面の遊漁対象種及び海面漁業の春季の漁獲対象種として資源造成の要望があるサクラマスについては、資源造成に向け、種苗生産技術及び放流技術の開発・普及に取り組むとともに、県内の漁業協同組合が行う種苗放流の取組を支援する。</p> <p>第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組</p> <p>1 内水面における水産動物の生息・移動環境の改善 [略]</p> <p>2 多自然川づくりの推進</p> <p>河川管理者は、近年、増加傾向にある台風・豪雨等による洪水災害に備えるとともに、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出を全ての川づくりの基本として、平面計画や縦横断計画等の河道計画を立案する。<u>また、</u>川の整備に当たっては、内水面水産資源の生育環境改善その他内水面に係る生態系保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行</p>	<p></p> <p>字句修正 字句修正</p> <p>気候変動</p> <p>魅力発信</p> <p>気候変動</p>

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）最終案	備 考
<p>行う。</p> <p>3 多面的機能の発揮に関する取組 [略]</p> <p>4 森林の整備及び保全  (1) [略]  (2) また、多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくりを推進する。</p> <p><b>第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項</b></p> <p>1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現  (1) [略]  (2) また、<u>国が実施する</u>燃油と配合飼料の価格高騰対策について、内水面漁業協同組合等に周知し、導入を支援する。  (3) [略]  (4) また、近年、本県で関心が高まっているサケ・マス類の海面養殖について、県内における養殖用種苗の需給体制を構築するため、<u>内水面</u>漁業協同組合等と内水面養殖業者との連携による養殖用種苗の生産及び供給等の取組を支援する。</p> <p>2 人材の育成及び確保 [略]</p> <p>3 協議会 [略]</p> <p>4 平成23年東京電力原子力発電所事故による被害への対策 [略]</p> <p>5 県民の理解と関心の増進  (1)、(2) [略]  (3) さらに、本県における内水面遊漁の魅力を発信し、遊漁者数を増加させるため、内水面漁業協同組合、市町村、NPO法人等の多様な主体が連携して行う釣り関連イベント等の開催及びPR活動を支援する。</p> <p>6 河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施  東日本大震災津波、地球温暖化及び酸性雨等による内水面水産資源の</p>	<p>う。</p> <p>3 多面的機能の発揮に関する取組 [略]</p> <p>4 森林の整備及び保全 [略]  (1) [略]  (2) また、<u>いわての森林づくり県民税を活用し</u>、多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくりを促進するとともに、<u>大雨時の流木被害を軽減するための危険木の伐採・除去など、森林に関連する安全・安心な県民生活に資する取組</u>を推進する。</p> <p><b>第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項</b></p> <p>1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現  (1) [略]  (2) また、燃油や配合飼料等の価格高騰について、<u>国事業の導入促進などにより</u>、内水面漁業協同組合等の経営安定を支援する。  (3) [略]  (4) また、近年、本県で関心が高まっているサケ・マス類の海面養殖について、県内における養殖用種苗の効率的な生産体制を構築するため、<u>サケふ化場を営む</u>漁業協同組合等と内水面養殖業者との連携による養殖用種苗の生産及び供給等の取組を支援する。</p> <p>2 人材の育成及び確保 [略]</p> <p>3 協議会 [略]</p> <p>4 平成23年東京電力原子力発電所事故による被害への対策 [略]</p> <p>5 県民の理解と関心の増進  (1)、(2) [略]  (3) さらに、本県における内水面遊漁の魅力を発信し、遊漁者数を増加させるため、内水面漁業協同組合、市町村、NPO法人等の多様な主体が連携して行う釣り関連イベント等の開催やPR活動、<u>観光業等と連携した地域振興の取組</u>を支援する。</p> <p>6 河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施  東日本大震災津波のほか、地球温暖化や激甚化・頻発化する自然災害</p>	<p></p> <p>気候変動</p> <p>サケ・マス 類海面養殖</p> <p>魅力発信</p>

現行計画（第2期）	次期計画（第3期）最終案	備 考
<p>生息環境等への影響を<u>検討するため</u>、河川環境及び生物環境等の各種モニタリングを行<u>い</u>、<u>変動の把握</u>に努める。</p>	<p>等による内水面水産資源の生息環境等への影響の<u>把握や対策の検討に向けて</u>、河川環境及び生物環境等の各種モニタリングを行<u>うとともに</u>、<u>気候変動の影響に係る最新の知見の収集</u>に努める。</p>	<p>気候変動</p>